

令和8年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信委託業務 仕様書

1 事業名

令和8年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信委託業務

2 目的

岡山県産果物（以下「県産果物」という。）のブランド化を進めるため、台湾における果物フェアの情報をインフルエンサーを活用して、現地に向けて情報発信することで、県産果物の認知度向上を図る。

3 業務内容

(1) 内容

- ・幅広いフォロワーを抱え、台湾（主に台北市及び新北市を中心とした北部地域）において発信力・影響力があり、特にグルメ、ライフスタイル、または訪日旅行に関心の高いフォロワーを抱えるインフルエンサー（インスタグラマー等）を1名以上選定・起用する。
- ・下表に掲げる県産果物フェアについて、インフルエンサーによる現地語による情報発信（投稿・配信 ※以下同じ）をSNS上で行う。
- ・情報発信は、2回以上行う。
下表の①②は、それぞれ1回の情報発信を必須とする。
下表の③の情報発信は、企画提案を期待する。
- ・情報発信は、現地取材後、速やかに行う。（当日、又は翌日等を想定）
- ・情報発信の内容は、県産果物を試食した感想や、実施状況のレポート等、県産果物の魅力を台湾在住者に伝えるものとする。

表 台湾における県産果物フェア

	日にち	場所
①	令和8年8月5日	遠東SOGO忠孝店 (台北市忠孝東路四段45號)
②	同年8月6日～16日	遠東SOGO忠孝店 (台北市忠孝東路四段45號)
③	同年9月上中旬	台北市等 (調整中)

(2) 経費

インフルエンサーの選定・謝礼、アカウント使用料、原稿制作、写真・動画撮影・編集、配信費（運用代行費含む）、試食用果物購入経費、その他業務実施に必要な取組み等をすべて経費に含む。

4 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 本業務において撮影・制作された成果物について、受託者は本県に対し、本県の業務上の目的において期間の制限なく無償で利用することを許諾するものとする。
また、インフルエンサー等から当該利用の同意をあらかじめ得ておくなど、本県が利用するに当たり支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- (4) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (5) 事業の実施に当たり知り得た事実または個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (6) 情報発信に当たっては、法令及びプラットフォームの規約等を遵守し、広告であることを明示すること。（#PR 表記やタイアップ投稿タグの使用等）
- (7) フェアの現地取材に当たっては、訪問する日時、取材者名等をあらかじめ本県に報告すること。
- (8) 県とのやりとりは、日本語で行う。
- (9) フェア会場での現地取材に当たっては、施設のルール及び担当者の指示を厳守し、他の来客の通行や買い物の妨げにならないよう、細心の注意を払って業務を行うこと。
- (10) 情報発信の内容や表現については、本県の魅力発信のみならず、会場となる施設の品位やブランドイメージを損なうことがないように十分に配慮し、不適切な撮影や表現は避けること。
- (11) 本業務の実施に当たり、受託者（起用したインフルエンサー等を含む）の責に帰すべき事由により、本県又は第三者（会場施設、来客、消費者等）に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償するものとする。
- (12) 投稿内容等に関連して、第三者から著作権侵害、名誉毀損、不当景品類及び不当表示防止法違反（ステルスマーケティング等）などの申し立てや苦情、紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担において解決するものとし、本県は一切の責任を負わない。

5 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

6 委託限度額

500,000円以内（消費税等を含む。）

7 成果物の提出等

- (1) 実施報告書（A4版）1部
※投稿のキャプチャ画像、数値実績（フォロワー数、リーチ数、エンゲージメント率等）を記載の上、実績を分析すること。
- (2) 取材で撮影した画像データ一式